

# 『小牧市耐震改修促進計画〈改訂版〉(案)』

## 概要版

## 計画見直しの経緯

### 小牧市耐震改修促進計画の策定（平成19年度）

平成20年度—平成27年度

- 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～において、住宅等の耐震化を徹底し、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げるとされました。（平成22年6月閣議決定）

- 東日本大震災の教訓を踏まえた耐震アクションプランとして、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン 2020－」が策定されました。（平成24年3月策定）

#### 東日本大震災の発生（平成23年3月）

- 東日本大震災を受けて、従来の被害想定が大きく見直されました。
- 愛知県では、南海トラフ地震発生切迫性と甚大な被害が指摘される「南海トラフ地震防災対策推進地域」に全域が指定され、人命と建物の被害が想定されています。

### 小牧市耐震改修促進計画の見直し（平成23年度）

住宅の耐震化目標を90%から95%に修正、計画期間を平成27年度から令和2年度に延長

- 大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、「耐震改修促進法」が一部改正されました。（平成25年11月施行）

- 「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン 2020－」が改定されました。（平成26年3月、平成27年7月一部改定）

#### 熊本地震の発生（平成28年4月）

- 現在の気象庁震度階級が制定されて以降、初めて震度7が2回観測されました。

### 小牧市耐震改修促進計画の見直し（平成28年度）

多数の者が利用する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化目標を耐震化率90%から、耐震性が不十分な棟数を平成23年度の1/5に修正

- ブロック塀等の安全対策について、「耐震改修促進法」が一部改正されました。（平成31年1月施行）

- 「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン 2030－」が策定されました。（令和3年3月策定）

#### 大阪府北部地震の発生（平成30年6月）

- ブロック塀の倒壊により人的被害が発生しました。
- #### 北海道胆振東部地震の発生（平成30年9月）

### 小牧市耐震改修促進計画の見直し（令和2年度）

令和3年度—令和12年度

小牧市では、上記の状況を踏まえ、これまでの耐震改修促進計画を見直し、建築物の耐震改修の新たな目標を設定し、これまでの施策を継続しながら、市民、事業所等の皆さんとともに、積極的に耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

# 計画の概要

## 対象区域・対象建築物

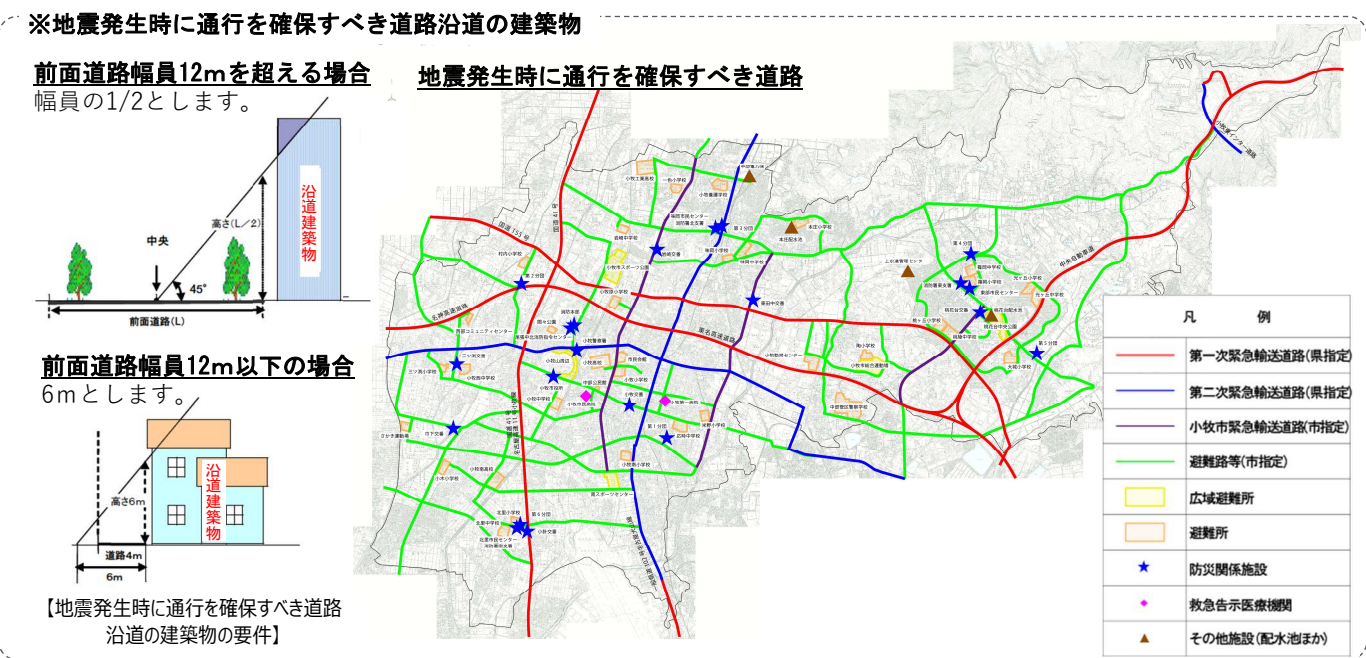
- 本計画の対象は小牧市全域です。
- 本計画では全ての建築物を対象とし、耐震診断・耐震改修を促す対象は、以下に示す建築物です。

| 区 分   |                 | 内 容                                                                                    |               |
|-------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 住 宅   |                 | 戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅（昭和56年5月31日以前に着工されたもの）                                     |               |
| 建 築 物 | 特定既存耐震不適格建築物※1  | 法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物 |               |
|       |                 | ①多数の者が利用する建築物                                                                          | 法第14条第1号      |
|       |                 | ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                                                                | 法第14条第2号      |
|       |                 | ③県計画又は市計画に記載された道路に接する通行障害建築物（地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物）                                   | 法第14条第3号      |
|       | 要緊急安全確認大規模建築物※2 | 法附則第3条に示される建築物で以下に示す建築物<br>⇒対象となる建築物はありますが、耐震性が不十分な建築物はありません。                          |               |
|       |                 | ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの                            | 法附則第3条第1号、第2号 |
|       |                 | ②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの                                                        | 法附則第3条第3号     |
|       | 要安全確認計画記載建築物※2  | 法第7条に示される建築物で以下に示す建築物⇒対象となる建築物はありません。                                                  |               |
|       |                 | ①県計画に記載された災害時に公益上必要な建築物                                                                | 法第7条第1号       |
|       |                 | ②県計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る）                                        | 法第7条第2号       |
|       |                 | ③市計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、②に掲げるものを除く）                             | 法第7条第3号       |

法：耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）  
県計画：愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－、市計画：小牧市耐震改修促進計画  
※1：昭和56年5月31日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果耐震性が不十分な建築物  
※2：耐震診断義務付け対象建築物

## 特定既存耐震不適格建築物

- 本計画では、①多数の者が利用する建築物、②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物※の耐震診断、耐震改修に努めます。



# 耐震化の現状と目標

国や愛知県の動向を踏まえ、小牧市における耐震化目標を次のとおり設定します。

## 住宅

- 住宅の耐震化については、平成19年度の当初計画時から進展はみられますが、耐震化率は89%であり、耐震性が不十分な住宅が未だ多く残ります。今後は、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%、令和12年度までに概ね解消することを目指します。

### 耐震化率の推移と目標※1

| 当初計画<br>(平成19年度)      | 中間時点<br>(平成28年度)     | 現 状<br>(令和2年度)       | 中間目標<br>(令和7年度)      | 目 標<br>(令和12年度) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 82%                   | 87%                  | 89%                  | 95%                  | 概ね解消            |
| 耐震性<br>不十分<br>10,620戸 | 耐震性<br>不十分<br>8,380戸 | 耐震性<br>不十分<br>7,300戸 | 耐震性<br>不十分<br>3,250戸 |                 |

※1 住宅の耐震化率の目標は、国の住生活基本計画、愛知県建築物耐震改修促進計画に準じて、令和7年度までに95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消と設定しています。

## 特定既存耐震不適格建築物

### 多数の者が利用する建築物

- 多数の者が利用する建築物で耐震性の不十分な建築物は28棟となっています。今後は、耐震性が不十分な建築物を令和12年度までに概ね解消することを目指します。なお、市有建築物は、全て耐震改修済みです。

### 耐震化率の推移と目標

| 当初計画<br>(平成19年度)   | 中間時点<br>(平成28年度)  | 現 状<br>(令和2年度)    | 目 標<br>(令和12年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 54%                | 91%               | 93%               | 概ね解消            |
| 耐震性<br>不十分<br>123棟 | 耐震性<br>不十分<br>31棟 | 耐震性<br>不十分<br>28棟 |                 |

### 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

- 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で耐震性が不十分な建築物は10棟となっています。今後は、耐震性が不十分な建築物を令和12年度までに概ね解消することを目指します。

### 耐震性が不十分な棟数の推移と削減目標

| 当初計画<br>(平成19年度)  | 中間時点<br>(平成28年度)  | 現 状<br>(令和2年度)    | 目 標<br>(令和12年度) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 50%               | 83%               | 88%               | 概ね解消            |
| 耐震性<br>不十分<br>28棟 | 耐震性<br>不十分<br>12棟 | 耐震性<br>不十分<br>10棟 |                 |

### 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

- 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で耐震性が不十分な建築物は93棟となっています。今後は、耐震性が不十分な建築物を令和12年度までに概ね解消することを目指します。

### 耐震性が不十分な棟数の推移と削減目標

| 当初計画<br>(平成19年度)   | 中間時点<br>(平成28年度)   | 現 状<br>(令和2年度)    | 目 標<br>(令和12年度) |
|--------------------|--------------------|-------------------|-----------------|
| 85%                | 88%                | 89%               | 概ね解消            |
| 耐震性<br>不十分<br>127棟 | 耐震性<br>不十分<br>101棟 | 耐震性<br>不十分<br>93棟 |                 |

## 耐震診断義務付け対象建築物

- 「要緊急安全確認大規模建築物」については、対象となる建築物はありますが、耐震性が不十分な建築物はありません。また、「要安全確認計画記載建築物」について、現在、対象となる建築物はありませんが、今後指定された際、耐震診断の結果を、定める期限までに円滑に報告ができるよう、対象建築物の把握に努め、啓発を行うとともに、耐震改修を促進していきます。

# 耐震化及び減災化の促進施策

国や愛知県との連携を図りつつ、以下の施策により耐震化の促進を図ります。

## 耐震化及び減災化の普及・啓発

- パンフレットや広報などを通じて、建築物の防災や耐震化について必要な情報を提供します。
- 講演会の開催や、町内会（自主防災組織）などが主体となった防災訓練を通じて、市民一人ひとりが災害に対する危機意識と防災への関心を持つための取り組みを進めます。
- 建築士会などの専門家や町内会と協力して「耐震診断ローラー作戦」を継続します。
- 耐震化が必要な住宅について、耐震改修の必要性や補助制度の内容等を記載したダイレクトメールを送付し、耐震改修を促進します。

## 耐震診断や耐震改修等の支援

- 無料耐震診断、耐震改修工事費（改修・除却）の補助制度を継続します。
- 耐震シェルター及び防災ベッドを設置する方に対する補助制度を継続します。
- 「耐震改修を行った場合の税制上の優遇措置」などの支援策がより活用されるよう住民への周知を図ります。

## 特定既存耐震不適格建築物等の指導など

- 耐震化を早期に推進するため、定期的に指導対象の特定既存耐震不適格建築物等について調査し、必要に応じて指導、助言、指示、公表を行います。
- 公表しても耐震改修を行わない特定既存耐震不適格建築物等のうち、倒壊の危険性が極めて高いものについては、除却、移転、改築などの勧告・命令を行います。

## その他関連する耐震化・減災化促進施策

- 低コスト耐震化工法の活用など、住みながら施工できる部分的な補強工法があることを紹介するなど、市民が耐震改修を実施しやすいよう取り組みを進めます。
- 補助制度を利用して行う耐震改修工事において、当初の費用負担を軽減するため、申請者が、補助対象工事の契約を締結した工事施工者に、補助金の受領を委任する代理受領制度の導入を検討します。

## 計画の評価・見直し

- 耐震診断、耐震改修の実施状況を確認し、必要に応じて計画を見直し、耐震化の促進を図ります。

発行・お問い合わせ先

**小牧市 建設部 建築課**

〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

T E L 0568-76-1142（直通）

F A X 0568-76-1144

E-mail kenchiku@city.komaki.lg.jp



きと一緒、育っていききたい。  
**Komaki**